

相互協力協定書

北海道立図書館（以下「甲」という。）と 株式会社北菓楼（以下「乙」という。）は、北海道の読書の普及や読書活動の振興に向けて相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携のもと、甲と、乙の所有する北菓楼札幌本館（旧北海道庁立図書館）について、建物の歴史的意義を踏まえ、交流事業等を通じて相互に協力し、北海道の読書の普及や読書活動の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進するべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- （1）北海道の読書の普及や読書活動の振興に関する事業
- （2）北海道立図書館と北菓楼札幌本館との交流事業
- （3）その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事業

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに各者からの特段の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

（この協定にない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月18日

甲 北海道立図書館
館長

成田直彦

乙 株式会社北菓楼
代表取締役社長

堀 昭